令和１年11月26日

近畿税理士会
会長杉田宗久殿

近畿青年税理士連盟
代表幹事　辻田　学
大阪市中央区船越町1-1-1
大手前ハウス202号室

税制改正に関する意見書

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「令和３年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めておられます。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬　具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事　　辻田　学

はじめに

税理士は税理士法第1条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法第49条の11において、税理士会は、租税等について権限のある官公署に建議できる権利が与えられている。これは税の専門家集団である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。

我々近畿青年税理士連盟は納税者の権利擁護、租税制度の発展等を目的として活動している。その目的達成のためには申告納税制度の理念やその意義を広く国民に理解してもらうことが必要であり、そのために納税者権利憲章の制定が必要であると考える。また、その他の税制についても様々な提言を行っている。

そこで、我々近畿青年税理士連盟は、納税者の権利擁護、税制の公平性、中立性を念頭に租税制度の発展に資するため、ここに意見表明する。

目次

Ⅰ 消費税に関する事項

１．軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである 4

２．事業者免税点制度を見直すべきである 5

３．適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入すべきでない 5

Ⅱ 所得税に関する事項

１．所得控除を見直すべきである 7

２．金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである 8

Ⅲ 法人税に関する事項

１．役員給与の「原則損金不算入制度」を改めるべきである 9

２．租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討した上で、継続・廃止・見直しを判断し、その検討経過及び結果を速やかに公表すべきである 9

３．交際費の損金不算入制度を撤廃すべきである 10

Ⅳ 相続税・贈与税に関する事項

１．相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すべきである 11

２．連帯納付義務を廃止すべきである 11

３．直系尊属からの教育・結婚・子育て資金の一括贈与制度は廃止すべきである 12

Ⅴ 納税環境整備に関する事項

１．納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである 13

Ⅵ その他事項

１．償却資産税を廃止すべきである 16

２．印紙税を廃止すべきである 16

３．財産債務調書提出制度を廃止すべきである 16

Ⅰ 消費税に関する事項

1. 軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである。

消費税制度は、所得の多寡にかかわらず同じ税率で消費税が課されることになり、租税法の大原則である租税公平主義（憲法 14 条 1 項、憲法 25 条、憲法 29 条）の要請である応能負担の原則に反した税制度である。

令和元年 10 月の消費税率の引き上げに伴い、逆進性対策として軽減税率制度の導入が行われたが、事業者の事務負担、費用負担の増加及び適用範囲の合理的な設定等における問題が解消されていない状況の中で、安易に軽減税率制度が導入され、混乱を招いている状況である。

このような軽減税率制度については、特に以下の理由により、速やかに廃止し、単一税率に戻すべきである。

① 標準税率と軽減税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対して、社会的コストが過大となっている。
また、多くの事業者が軽減税率制度への対応に混乱をきたし、このような対応への負担を事業者に強いるのは酷である。

② 軽減税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が設定しづらく、経済に対する税の中立性で問題が生じる可能性が高い。この点、十分な議論がなされることなく定期購読契約が締結された一定の新聞について軽減税率制度の対象に加えられる一方、本来、軽減税率の趣旨からすれば、当然に対象項目に含まれるべき品目（例えば、おむつや介護用品等）については軽減税率制度の対象から除外されている。
こうした軽減税率の対象については、本来の逆進性対策という目的から外れ、政治的な恣意性により操作される恐れがあり、単なる特定業界への優遇措置となってしまうリスクを多分に孕んでいる。

③ 軽減税率制度は、消費金額の多い富裕層に効果が大きく、逆進性対策をすべき低所得者層は、消費金額も少なくその効果が小さくなるため、そもそも軽減税率制度の導入という消費税法の枠組みの中においても逆進性の問題を解決できない。

④ 日本が消費税導入時のモデルとしたＥＵ付加価値税制度においても、軽減税率の複雑な構造ゆえに制度疲労をおこし、ＥＵ内で制度見直し論が出ている。

⑤ 売上は軽減税率、仕入は標準税率となる事業者の資金繰りに悪影響を与える。

⑥ 課税実務の現場において、適用税率の判定が明確でないものもあり税率適用の判断が困難であるため、適用税率に関する訴訟等が頻発する恐れがある。

⑦　間接税である消費税のなかで、軽減税率を導入することにより痛税感を解決する事自体が誤った考え方であり、本来の消費税導入目的の一つである「社会保障の充実」を享受できるように税制及び社会保障全体で検討すべきである。

2.「事業者免税点制度」を見直すべきである。

事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例制度であるが、免税事業者における益税発生が問題となっており、消費税率が上がった昨今では看過できなくなってきている。

また、納税義務の有無を決める基準が必要となるが、現行では原則として前々事業年度における課税売上高によって求めることとされており、当課税期間における事業規模が反映されない極めて不合理なものとなっている。

消費税導入から長期間が経過し計算方法も周知されており、他の税金と比べて消費税の税務執行コストは低いこと等からも、事業者免税点制度を維持する特段の理由はなく、制度を廃止し、全事業者を「課税事業者」とすることでこれらの問題を解決すべきである。

ただし、小規模な個人事業者等については一定の配慮が必要と考えられるため、当課税期間における課税売上高が一定額以下である場合には選択により申告不要とする制度を創設すべきである。上記改正により、納税義務の判定が不要となり、制度の簡素化にもつながる。

3. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入すべきでない。

消費税の軽減税率の導入に伴い採用される適格請求書等保存方式は、以下の理由により導入すべきでない。

① 適格請求書等保存方式のもとでは、原則として適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。そのために請求書等が「適格請求書等」に該当するかどうかの確認を行い、帳簿に記載する必要があり、事業者の事務負担を一層増大させる。

② 付加価値税たる消費税は最終消費者が負担すべきであり、最終消費の前段階における税の累積は排除すべきことは当然であるが、税の累積排除機能である仕入税額控除について適格請求書等が無いという理由で認めないこととなると、当該事業者がその消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではない。

③ 適格請求書等は課税事業者のみが発行できるものであり、免税事業者は発行できない。事業者免税点制度の抜本的見直しを行わずに現行の制度が維持されるとすると、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置として令和８ 年９月 30 日まで 80%、

令和 11 年 9 月 30 日まで 50%の仕入税額控除を認めるとされているものの、免税事業者が取引から排除され、あるいは消費税相当額の支払いを拒否される可能性がある。

④　適格請求書等保存方式を導入すると、免税事業者が上記の理由により課税事業者とならざるを得ない。この事は、小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮等の理由により免税が認められている事業者免税点制度の立法趣旨からも妥当ではない。

⑤　適格請求書等保存方式を導入することにより、事業者は仕入税額控除を受けるために取引の相手方が適格請求書発行事業者であるかどうかを事前に確認する必要性が生じる。しかし外見上その確認は容易ではなく、結果として適格請求書発行事業者でない可能性がある小規模事業者が市場取引から排除される恐れが生じる。

⑥　インボイス制度を採用している諸外国ではインボイスの偽造が多数報告されており、偽造が容易なインボイス制度を採用することは望ましくない。

Ⅱ 所得税に関する事項

１．所得控除を見直すべきである

所得控除は、課税最低限を規律するために定められたもの、社会福祉の観点から定められたもの、社会保険制度を補うために定められたもの、一定の政策を目的として定められたものなど、それぞれについて目的をもって定められたものであるが、現状に即して、次のように所得控除を整備するべきである。

① 基礎控除の見直し

基礎控除は、憲法第 25 条で保障している生存権を税法上表現したものであり、納税者本人の最低生活費部分は課税の対象外とする必要がある。

現状の基礎控除額 38 万円（令和 2 年度からは、最大 48 万円）では、納税者本人の最低生活費部分を満たしているとは到底思えず、基礎控除の趣旨を満たしているとはいいがたい状況である。

そのため、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための公的扶助制度である生活保護の支給水準に合わせて、基礎控除を 160 万円まで引き上げるべきである。

(令和元年度生活保護費

出典：厚生労働省生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（令和元年 10 月））

⑴ 生活保護費 月 132,930 円(1 級地-1、20~40 歳の場合)

⑵ 年間生活保護費 (1)×12 カ月≒ 1,600,000 円

なお、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最低額は、その時々の物価水準にしたがって増減するものであるため、生活保護費を基礎に、定期的に基礎控除を再検討することが望ましい。

② 年少扶養控除等の見直し

⑴ 年少扶養控除を扶養控除の対象として復活

子ども手当の創設に伴って年少扶養控除が廃止された。その後、子ども手当が廃止されたにもかかわらず、年少扶養控除が復活せずに、現在に至っている状況である。

扶養控除は、憲法第 25 条で保障している生存権を税法上表現したものであり、消費生活を共にする扶養親族の消費支出は、納税者本人の担税力の減殺要因として取り扱われるべきものであるため、年少扶養親族を扶養控除の対象とするべきである。

⑵ いわゆる早生まれの扶養控除・特定扶養控除の適用

扶養控除・特定扶養控除の判定は、12 月 31 日現在の年齢で判断されるため、いわゆる早生まれ（1 月 2 日から 4 月 1 日）の者は、扶養控除・特定扶養控除の適用が、早生まれでない者より 1 年分受けられない可能性がある。

中学・高校・大学等の年度に合わせる形で、扶養控除・特定扶養控除の適用を行うべきである。

③　医療費控除等の廃止

医療費控除は、多額の医療費の支出が、その者の担税力の減殺要因になると考え方から設けられた制度である。また、平成 29 年分の所得税から、セルフメディケーション税制が創設された。

しかしながら、今日では、高額医療費の払い戻しを受けることができること、医療保険制度が充実して、保険金などで補填されることなどにより、医療費控除等の必要性が従前と比べて小さくなっていると考えられる。

また、医療費控除は、超過累進税率の効果により、高所得者がより大きな課税減免の効果を受けることができるため、担税力の減殺に対する措置の制度趣旨と合わないものである。

そのため、医療費控除等は廃止するべきである。

２．金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである

所得税は担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。その例外である分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が軽減され、高額所得者に有利に作用することになり、租税法の基本原則である公平性の原則に反している。

現状、合計所得が 1 億円を超えると、所得税負担率が低下していく現状となっている。これは、合計所得金額のうち株式等譲渡所得の割合が、合計所得金額が 1 億円を超えたあたりから増加していることを見れば、金融所得が分離課税で低税率による適用されていることによるのであり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法になっている。

結果として、公平性の原則を犠牲にし、不公平な税負担になっている。したがって、金融所得に対する課税方法については、分離課税ではなく、総合課税にすべきである。

(参考)平成 29 年分の申告所得者の所得税負担率

50%
40%
30%
20%
10%
0%
100%
80%
60%
40%
20%
0%
3.4%
7.2%
10.3%
14.3%
18.5%
22.4%
26.2%
28.2%
27.5%
24.6%
23.4%
22.2%
18.7%
18.3%
16.9%
0.6%
1.1%
1.6%
2.1%
2.4%
3.1%
4.2%
7.4%
16.0%
31.3%
45.3%
57.5%
79.6%
85.4%
91.3%
~5百万円
~7百万円
~10百万円
~15百万円
~20百万円
~30百万円
~50百万円
~1億円
~2億円
~5億円
~10億円
~20億円
~50億円
~100億円
100億円~
所得税負担率
合計所得に占める株式等の譲渡所得の割合
出典：国税庁HP申告所得税標本調査結果

Ⅲ 法人税に関する事項

１．役員給与の「原則損金不算入制度」を改めるべきである

現行の役員給与税制の問題点は、法人税法第 34 条第 1 項で損金不算入となるものを列挙して法人税法第 22 条第 4 項の別段の定めとしているのではなく、損金算入分（定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与）だけを限定列挙して、その他は損金不算入としていることである。これではあらかじめ法が想定している以外の方法で支給したものはすべて損金不算入となってしまう。正当な役員給与までが支給形態を満たさないがために損金に算入されないこととなる現行の法人税法第 34 条第 1 項は廃止して原則損金算入に改めるべきである。

また、過大役員給与について定めた法人税法第 34 条第 2 項については、中小企業にとって類似法人の役員給与の額は容易に知り得ない情報であり、そもそも適正額を算式で計算すること自体が困難である。すでに所得税法において給与所得控除額に上限が設けられており、単に不相当に高額か否かのみで損金算入の可否を判定する実益は乏しいため、不当な税負担の減少がある場合に限定するよう課税要件を追加すべきである。

２．租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討したうえで、継続・廃止・見直しを判断し、その検討経過及び結果を速やかに公表すべきである

租税特別措置法の中には特定の政策実現という目的のため、税収を減らす措置が存在する。

特定の政策、特定の業種に対する優遇措置について国民の理解が得られるか、その政策実現のために税制を用いることが最適であるか、常に十分な検討を必要としている。

政府は国際競争力を強化するため法人税の実効税率を引き下げているが、特定企業を優遇する不公平な税制が残るのであれば、相対的に特定企業以外の企業は不利になってしまう。

更に、中小企業優遇政策もその適用条件があまりにも複雑かつ煩雑で適用可能な中小企業であってもその手続きの難解さ、現実との乖離に実質適用ができない政策では本末転倒である。

したがって、税本来の役割を阻害する政策税制についてはその租税特別措置法の立法趣旨、得られる効果、税収減による予算への影響などを勘案して成立させることは当然であるが、措置法の期限到来の都度立法過程と同じ検討を行い想定した効果が得られないものは即時廃止を含めた検討を行うべきである。

成立からの経過年数が長く恒久的措置と認められるものは本法への移行を検討すべきである。

また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第5条第1項により、財務大臣は租税特別措置ごとの適用者数、適用総額、高額適用額等を記載した報告書を作成し、内閣は報告書を国会に提出しなければならないとされており、平成23年度より毎年「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書」が財務省より国会に提出されている。この報告書は統計資料としての意義はあるが、その資料がどのように活用されているのか、意味のある統計資料となっているのかは不透明なままである。単に統計値を公表するのみでなく、租税特別措置法の継続についての検討結果も併せて国会に提出し、国民へ公表すべきである。

３．交際費の損金不算入制度を撤廃すべきである

企業がその事業を営むに当たって、交際費を支出することはほとんど不可避と考えられる。したがって、企業会計上、交際費の支出は費用となる。

これに対して、法人税法上、交際費については、その全部または一部が損金不算入となる制度が設けられている。交際費の損金不算入制度は、昭和２９年の租税特別措置法の改正によって設けられた。その制度趣旨は、企業の資本蓄積の促進にあった。すなわち、当時、減価償却の励行、準備金や特別償却制度の創設、資産再評価の強制、高率配当の自粛、増資配当の免税等の措置が資本充実のための諸施策として講じられ、交際費課税についても、その一環として、できる限り冗費を節約するために設けられた。その後も、損金不算入制度の具体的な計算方法は改正されてきたが、現行法では、原則損金不算入（一定の措置あり）と規定されている。

しかしながら、現在の経済状況下で、企業の支出を抑制させるような損金不算入制度は時代にそぐわないのではないだろうか。そこで、交際費は損金算入とし、損金不算入制度を撤廃すべきである。

Ⅳ 相続税・贈与税に関する事項

１．相続税の課税方式を法定相続分課税から遺産取得課税に変更すべきである

法定相続分課税方式は、遺産をどのように分割しても相続税の総額が変わらず、税務執行が容易であるという長所が存在するが、一方で下記３つの欠点が存在する。

① 同じ金額の財産を取得した場合であっても、遺産総額や法定相続人の人数により相続税額が異なり、水平的公平が保たれない。

② 共同相続人の申告漏れ等が他の共同相続人及び受遺者の納税額に影響を及ぼす。

③ 小規模宅地等の特例などの各種特例の効果が他の相続人及び受遺者にも影響を及ぼす。

上記３つの欠点は、遺産取得課税方式に変更すると、課税標準が相続人又は受遺者が実際に相続した又は遺贈を受けた金額を基礎として算定されるため解消される。

なお、遺産取得課税方式は仮装分割による租税回避や、税務執行上の困難を伴うという欠点が指摘されてきたが、昨今の相続財産の分割においては遺産分割協議書や遺言書が必要であり、仮装分割による租税回避の可能性は法定相続分課税方式と変わらず、税務執行面においても問題は少ないものと思われる。

さらに、いわゆる世代飛ばし相続のような租税回避行為については、被相続人の親疎に応じて税率を柔軟に設定することによって対応可能である。

このように遺産取得課税方式の欠点は解消可能であるのに対し、現行の法定相続分課税方式の欠点は解消することが不可能であることから、遺産取得課税方式に変更すべきである

２．連帯納付義務を廃止すべきである

申告納税制度に基づき納税者である相続人が自らの租税債務を確定し、納税義務を負うのであるから、納税義務を適正に履行した者に対し、さらに他の者の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯して納付義務を負わせることは、申告納税制度化において矛盾する。

さらに、特例事業承継税制により、血縁関係のない他人であっても、一定の要件を満たせば相続時精算課税による贈与が受けられる。相続時精算課税による贈与を受けた者は、贈与者死亡時には相続税の申告が必要となる。連帯納付義務は旧民法の家督相続制から来ている財産課税方式の流れをくむものであり、血縁関係のない他人が連帯納付義務を負う現状を前提としていない。

従って、相続税及び贈与税に係る連帯納付義務は廃止すべきである。

３．直系尊属からの教育・結婚・子育て資金の一括贈与特例制度は廃止すべきである

高齢者世代が保有する金融資産の現役世代への移転促進を目的として創設された制度であるが、同制度の特徴である大きな非課税枠の恩恵を受けられる者が限られてしまうこと、資産を保有する者とそうでない者の格差の固定を助長してしまうことなどの問題がある。また、特例の適用を受けるには信託銀行等の専用口座を開設しなければならず、払出し事務手続きが煩雑であるなど、効率的に運用できる特例制度にもなっていない。贈与税一括贈与特例制度は廃止し、例えば幅広い層が活用できるよう贈与税の非課税枠の引き上げを行うなどの方法により現役世代への財産移転促進を図るべきである。

Ⅴ 納税環境整備に関する事項

１．納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである

我が国が加盟する OECD 加盟国 35 ヵ国のうち、28 ヵ国において納税者権利憲章等が定められている。G7 加盟国に限ると、納税者権利憲章等をもって納税者の権利保護を明確に定めていない国は日本のみである。日本国憲法第 30 条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とだけ規定されており、納税者としての権利を明確に示すものが、わが国には存在しないが、国民は法律の定めによらなければ納税の義務を負わないという権利を明らかに有しており、また民主主義国家において国民は主権者としての権利を有している。

我が国は国税において申告納税制度が採用されており、この申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税を行うものであり、納税者性善説に立った極めて民主的な制度である。申告納税制度の下にあっては、納税者の申告により第 1 次的に納税義務が確定し、納税者の申告がない場合又はその申告が正しくない場合には、税務署長がこれを是正して更正または決定により第 2 次的に納税義務が確定する。つまり申告納税制度は納税者の正しい税法の理解を前提としている制度であり、この制度において主権者である納税者は最も尊重されなければならない。

しかし未だ納税者には申告納税制度の理念が浸透しておらず、タックスペイヤーとしての意識が醸成されているとは言えない。また、税制・税務行政について納税者の信頼を確保されているとも言い難い状況である。納税者権利憲章等を採用している多くの国において「税務行政においては、納税者サービスの徹底が基本である」と、あくまで納税者が主役とされている状況とは対照的である。

我が国における納税者権利憲章の制定は平成 23 年度税制改正において見送られ、納税者の権利に関する課題は平成 23 年度税制改正法附則第 106 条に、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け引き続き検討を行うものとする。」と規定されたのち、平成 24 年税制改正大綱・納税環境整備において「税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するためには、適正課税の観点を踏まえつつ、納税者の立場に立って、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要です。平成 23 年度税制改正においては、こうした観点から、税務調査手続きの明確化、更正の請求期間の延長、理由附記の実施等、国税通則法及び地方税法についての大幅な見直しを実施したところですが、納税者権利憲章の策定等については見送りにされたところです。・・・」とあり現状では納税者の権利に関する前向きな議論はされていない。

貴会においても平成 23 年度税制改正においての改正により納税者の権利が充足されたというような意見は存在するようであるが、このような意見は申告納税制度の理念を考えれ

ば当然に誤りであり、今後の申告納税制度の発展を考えれば納税者の権利の明確化として納税者権利憲章の重要性は言うまでもなく、早急に制定されるべきものである。

また、納税者権利憲章は、納税者の権利をただ単に明確にするものではなく、税務行政庁と納税者の信頼関係を築くために必要な約束事としての役割を担うため、税務行政庁が納税者を主権者として尊重し、そして納税者の権利利益を分かり易く示す内容になっていなければならない。

なお、納税者権利憲章には次のことを記載することを要望する。

【納税者権利憲章の制定に関する事項】

1.納税者は公正で丁重かつ配慮のある対応を受ける権利を有すること
2.任意調査において税理士の立会いを求める権利を有すること
3.事前通知の有無を問わず、任意調査において、日程変更を申し入れる権利を有すること
4.処分に対して異議あるときは不服申し立てができる権利を有すること
5.納税者は自己を対象とする調査情報について知る権利を有すること
6.税務行政庁は納税者の秘密を保持する義務があること

この納税者権利憲章の制定に合わせて、次の国税通則法の更なる改正を要望する。

【国税通則法に関する事項】

1.国税通則法第1条に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」の文言を加え、納税者の権利利益の保護を法律において明記すべきである

現在の国税通則法の目的規定（第1条）は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として、租税債務確定を優先したものとなっている。これには、納税者の権利利益を保護する視点が欠けている。

行政手続法では、平成26年6月に国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点を加える改正が行われた。国税通則法においても同様に納税者の権利利益の保護をすべきである。

2.提示・提出・留置きを求めることができることとする規定を削除すること

税務職員による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合に罰則を科すとされていることは、納税者の同意と協力が前提である任意調査の領域を超えた課税庁の権限強化である。この規定は平成25年1月より適用されているが、調査を受忍する納税者の精神的負担を従前以上に増すものであり、また、これまでの税務調査における慣行を法定化するという法改正の趣旨を逸脱したものである。さらに、提出された物件を留置く規定は、納税者の同意や協力を得ないと行えないものであることが法定化さ

れておらず、運営上は「承諾なく強制的に留め置くことはありません。」（税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け））としているもののその法的根拠は薄い。

従って、物件の提示・提出を求めることができるとする規定および物件の留置きができるとする規定については削除すべきである。

３.反面調査の事前通知を明文化すべきである

反面調査については、事前通知に関する法令上の規定がなく、税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）において「運用上、原則として、あらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。」とされているだけである。取引先や銀行など第三者に対して行われる反面調査は、納税者にとって取引先等に迷惑をかけることになり、信用を損なう可能性もある。反面調査は本調査の対象となる納税者への任意調査があってこそ行われるべきであり、その任意調査なくして反面調査は行われるべきではない。反面調査を行う必要がある場合には、納税者の権利利益を保護する観点から、本調査の対象となる納税者及び反面調査を受ける側への事前通知による説明を行うことを、明確に規定すべきである。

４.国税不服審判所の独立性を確保する為に完全なる第三者機関とすべきである

国税不服審判所は国税庁の組織であり、所長は国税庁長官が任命する。その任命に際しては財務大臣の承認を要することで第三者性に配慮しているようである。しかし、税務行政庁からの出向があることや、国税不服審判所長が法令の解釈と異なる解釈により裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないなど、第三者機関であるとは言い難い。納税者の権利利益を保護し、納税者からの信頼を得る為には、国税不服審判所を国税庁から内閣府に移管し、完全なる第三者機関とすべきである。

Ⅵ その他事項

１．償却資産税を廃止すべきである

償却資産税の立法趣旨は「資産価値に対する課税」であると言われるが、償却資産に対する課税は国際的には稀な制度である。償却資産の所有そのものに担税力はなく、償却資産の利用によって生み出される所得に担税力があるのであって、償却資産税の課税によってむしろ企業の設備投資意欲は阻害され、これにより企業の国際的競争力も減衰されている。設備投資を促進することで企業の収益力を高め、また国際的競争力を強化することで、企業の所得を増大させ、（個人・法人）所得税により課税するのが、本来の税のあるべき姿であると考える。

また、現行の制度及び課税当局の体制の下では、適正な制度の執行が担保されておらず、課税客体の捕捉が完全に行われているとはいいがたい。従って、申告義務があるにもかかわらず無申告である事業者や課税対象となる資産を申告から除外する事業者もあるといわれており、納税者間の公平が損なわれていると考えられる。

よって償却資産税を廃止すべきである。

２．印紙税を廃止すべきである

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかし文書に担税力などなく、経済取引については消費税等が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに近年は電子商取引の増加やペーパーレス化が進展する中にあって、印紙税の課税対象は紙媒体による文書のみであり、電子化対応に遅れる中小企業にあっては依然として大きな負担となっており、取引形態によって不公平が生じるのは不合理である。

よって、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であるため、廃止すべきである。

３．財産債務調書提出制度を廃止すべきである

財産債務調書提出制度は、平成 27 年度改正により従来の財産債務明細書が見直されて導入された制度である。この調書は提出が義務付けられた法定調書であり、提出の有無で申告

漏れがあった場合等に課される加算税の加重減算措置という罰則、あるいはインセンティブとも考えられる規定が設けられている。

従来の制度とは異なりこの調書には質問検査権が認められており、さらに国税通則法で定められたものではないことから、法律上は事前通知が不要であるため、納税者にとって不測の損害を与えかねない。

また記載事項が詳細に規定されており、さらに記載する財産の価額は、一般の納税者にとって算定が困難であるその年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとされている。価額算定のために、専門家に依頼する必要がある場合も十分想定され、結果として不要な支出を納税者に強いる結果に繋がりかねない。

前述の加重減算措置も含め、納税者に不要な緊張感と過度の事務負担を強いる現状となっており、これらは申告納税制度の下で健全な納税者の育成を阻むものである。よって財産債務調書提出制度は廃止すべきである。

令和２年４月２１日

近　畿　税　理　士　会
会　長　杉　田　宗　久　殿

近畿青年税理士連盟
代表幹事　辻田　学
大阪市中央区船越町 1-1-1
大手前ハウス 202 号室

税制改正に関する意見書

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は近畿青年税理士連盟の活動に対し、深いご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましては「令和４年度税制改正に関する意見書」の作成にあたり、広く会員より意見・要望の提出を求めておられます。

そこで当連盟は貴会の要請に応えるべく、当連盟において取り纏めた税制改正に関する意見書を提出することにしました。

参考意見として取り上げていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、内容につきましては、以前取り上げられた項目につきましても、当連盟の要望として再度掲載しているものがあることをあらかじめお断りしておきます。

敬　具

税制改正に関する意見書

近畿青年税理士連盟
代表幹事　　辻田　学

はじめに

税理士は税理士法第1条の理念に基づき、申告納税制度のもとで納税者の信頼にこたえ、納税者の納税義務の適正な実現を図ることを通じて納税者の権利を擁護することをその使命としている。また、税理士法第49条の11において、税理士会は、租税等について権限のある官公署に建議できる権利が与えられている。これは税の専門家集団である税理士会には、税に関する法案の立案過程において意見を述べることで、専門家の立場から税制に関するチェック機能を果たすという国民の負託に応えていくことが求められているからである。

我々近畿青年税理士連盟は納税者の権利擁護、租税制度の発展等を目的として活動している。その目的達成のためには申告納税制度の理念やその意義を広く国民に理解してもらうことが必要であり、そのために納税者権利憲章の制定が必要であると考える。また、税は国民生活に直結することから、時代の変化に即しながらも納税者の誰もが納得して納税ができる真に公平な税制を目指して研究し提言を行っている。

そこで、我々近畿青年税理士連盟は、納税者の権利擁護、税制の公平性、中立性を念頭に租税制度の発展に資するため、ここに意見表明する。

目　次

重点要望項目

Ⅰ　納税環境整備に関する事項

納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである 5

Ⅱ　消費税に関する事項

課税売上割合に応じて課税仕入れを制限する制度を改めるべきである(新) 7

Ⅲ　相続税・贈与税に関する事項

配偶者居住権の評価方法を見直すべきである(新) 8

Ⅳ　所得税に関する事項

基礎控除を見直すべきである 10

Ⅴ　法人税に関する事項

役員給与の「原則損金不算入制度」を改めるべきである 10

Ⅵ　その他事項

償却資産税を廃止すべきである 11

その他意見項目

Ⅰ　消費税に関する事項

１．軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである 12

２．事業者免税点制度を見直すべきである 13

３．適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入すべきでない 13

４．簡易課税制度を見直すべきである 14

５．消費税の税率を引き下げるべきである(新) 14

Ⅱ　相続税・贈与税に関する事項

１．相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すべきである 16

２．連帯納付義務を廃止すべきである 16

３．直系尊属からの教育・結婚・子育て資金の一括贈与制度は廃止すべきである 17

４．特定居住用宅地等の要件を一部緩和すべきである(新) 17

Ⅲ 所得税に関する事項

１．所得控除を見直すべきである 18
２．金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである ... 18
３．社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである 19
４．復興特別所得税を廃止すべきである 20
５．準確定申告書の提出期限を延長すべきである 20

Ⅳ 法人税に関する事項

１．租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討した上で、継続・廃止・見直しを判断し、その検討経過及び結果を速やかに公表すべきである 21
２．交際費の損金不算入制度を撤廃すべきである 21
３．受取配当等については全額益金不算入とすべきである 22
４．退職給付引当金の損金算入制度を創設すべきである 22

Ⅴ その他事項

１．財産債務調書提出制度を廃止すべきである 24
２．印紙税を廃止すべきである 24
３．不動産取得税を廃止すべきである 25
４．電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである . 25
５．所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである 25
６．事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すべきである . 26
７．国に対する住民監査請求及び住民訴訟の制度を創設すべきである 26

重点要望項目

Ⅰ 納税環境整備に関する事項

納税者権利憲章を制定するとともに、国税通則法を改正すべきである

我が国が加盟する OECD 加盟国 36 ヵ国のうち、28 ヵ国において納税者権利憲章等が定められている。G7 加盟国に限ると、納税者権利憲章等をもって納税者の権利保護を明確に定めていない国は日本のみである。日本国憲法第 30 条には、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とだけ規定されており、納税者としての権利を明確に示すものが、わが国には存在しないが、国民は法律の定めによらなければ納税の義務を負わないという権利を明らかに有しており、また民主主義国家において国民は主権者としての権利を有している。

我が国は国税において申告納税制度が採用されており、この申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税を行うものであり、納税者性善説に立った極めて民主的な制度である。申告納税制度の下にあっては、納税者の申告により第 1 次的に納税義務が確定し、納税者の申告がない場合又はその申告が正しくない場合には、税務署長がこれを是正して更正または決定により第 2 次的に納税義務が確定する。つまり申告納税制度は納税者の正しい税法の理解を前提としている制度であり、この制度において主権者である納税者は最も尊重されなければならない。

しかし未だ納税者には申告納税制度の理念が浸透しておらず、タックスペイヤーとしての意識が醸成されているとは言えない。また、税制・税務行政について納税者の信頼を確保されているとも言い難い状況である。納税者権利憲章等を採用している多くの国において「税務行政においては、納税者サービスの徹底が基本である」と、あくまで納税者が主役とされている状況とは対照的である。

我が国における納税者権利憲章の制定は平成 23 年度税制改正において見送られ、納税者の権利に関する課題は平成 23 年度税制改正法附則第 106 条に、「政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け引き続き検討を行うものとする。」と規定されたのち、平成 24 年税制改正大綱・納税環境整備において「税制・税務行政について国民・納税者の信頼を確保するためには、適正課税の観点を踏まえつつ、納税者の立場に立って、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要です。平成 23 年度税制改正においては、こうした観点から、税務調査手続きの明確化、更正の請求期間の延長、理由附記の実施等、国税通則法及び地方税法についての大幅な見直しを実施したところですが、納税者権利憲章の策定等については見送りにされたところです。・・・」とあり現状では納税者の権利に関する前向きな議論はされていない。

貴会においても平成23年度税制改正においての改正により納税者の権利が充足されたというような意見は存在するようであるが、このような意見は申告納税制度の理念を考えれば当然に誤りであり、今後の申告納税制度の発展を考えれば納税者の権利の明確化として納税者権利憲章の重要性は言うまでもなく、早急に制定されるべきものである。

また、納税者権利憲章は、納税者の権利をただ単に明確にするものではなく、税務行政庁と納税者の信頼関係を築くために必要な約束事としての役割を担うため、税務行政庁が納税者を主権者として尊重し、そして納税者の権利利益を分かり易く示す内容になっていなければならない。

なお、納税者権利憲章には次のことを記載することを要望する。

【納税者権利憲章の制定に関する事項】

1.納税者は公正で丁重かつ配慮のある対応を受ける権利を有すること
2.任意調査において税理士の立会いを求める権利を有すること
3.事前通知の有無を問わず、任意調査において、日程変更を申し入れる権利を有すること
4.処分に対して異議あるときは不服申し立てができる権利を有すること
5.納税者は自己を対象とする調査情報について知る権利を有すること
6.税務行政庁は納税者の秘密を保持する義務があること

この納税者権利憲章の制定に合わせて、次の国税通則法の更なる改正を要望する。

【国税通則法に関する事項】

1.国税通則法第1条に「税務行政の運営における公正の確保と透明性の向上」、「納税者の権利利益の保護」の文言を加え、納税者の権利利益の保護を法律において明記すべきである

現在の国税通則法の目的規定（第1条）は、「国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする」として、租税債務確定を優先したものとなっている。これには、納税者の権利利益を保護する視点が欠けている。

行政手続法では、平成26年6月に国民の権利利益の保護の更なる充実を図る観点を加える改正が行われた。国税通則法においても同様に納税者の権利利益の保護をすべきである。

2.提示・提出・留置きを求めることができることとする規定を削除すること

税務職員による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じなかった場合に罰則を科すとされていることは、納税者の同意と協力が前提である任意調査の領域を超えた課税庁の権限強化である。この規定は平成25年1月より適用されているが、調査を受忍する納税者の精神的負担を従前以上に増すものであり、また、これまでの税務調査

における慣行を法定化するという法改正の趣旨を逸脱したものである。さらに、提出された物件を留置く規定は、納税者の同意や協力を得ないと行えないものであることが法定化されておらず、運営上は「承諾なく強制的に留め置くことはありません。」（税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け））としているもののその法的根拠は薄い。

従って、物件の提示・提出を求めることができるとする規定および物件の留置きができるとする規定については削除すべきである。

３.反面調査の事前通知を明文化すべきである

反面調査については、事前通知に関する法令上の規定がなく、税務調査手続に関するFAQ（一般納税者向け）において「運用上、原則として、あらかじめその対象者の方へ連絡を行うこととしています。」とされているだけである。取引先や銀行など第三者に対して行われる反面調査は、納税者にとって取引先等に迷惑をかけることになり、信用を損なう可能性もある。反面調査は本調査の対象となる納税者への任意調査があってこそ行われるべきであり、その任意調査なくして反面調査は行われるべきではない。反面調査を行う必要がある場合には、納税者の権利利益を保護する観点から、本調査の対象となる納税者及び反面調査を受ける側への事前通知による説明を行うことを、明確に規定すべきである。

４.国税不服審判所の独立性を確保する為に完全なる第三者機関とすべきである

国税不服審判所は国税庁の組織であり、所長は国税庁長官が任命する。その任命に際しては財務大臣の承認を要することで第三者性に配慮しているようである。しかし、税務行政庁からの出向があることや、国税不服審判所長が法令の解釈と異なる解釈により裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知しなければならないなど、第三者機関であるとは言い難い。納税者の権利利益を保護し、納税者からの信頼を得る為には、国税不服審判所を国税庁から内閣府に移管し、完全なる第三者機関とすべきである。

Ⅱ 消費税に関する事項

課税売上割合に応じて課税仕入れを制限する制度を改めるべきである

消費税は消費者に負担を求め、納税義務者である事業者が納めるものであるが、一定の取引については社会政策上の配慮から非課税取引とされ、消費者に負担を求めないこととされている。しかしながら、非課税取引を行う事業者は仕入税額控除が出来ず、負担を強いられる消費税相当額を売上代金に転嫁することになる。そのことは、実質的に消費者が消費税を負担していることとなり、消費税を非課税としている政策目的に反することとなる。

また、非課税売上高に対する仕入税額控除を認めない現行制度により、課税売上割合の計

算、課税仕入の区分判定、課税売上割合が著しく変動したときの調整、課税業務用から非課税業務用に転用した場合の調整など税額の計算が複雑となっている。加えて、不当な仕入税額控除を受けるために租税回避を行う事業者に対応するため、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化の制度が制定されるなど、さらに計算が複雑化している。これは、税は簡素であるべきとの原則から甚だしく逸脱している。

従って、課税売上割合に応じて課税仕入れを制限する現行制度を改めるべきである。

Ⅲ 相続税・贈与税に関する事項

配偶者居住権の評価方法を見直すべきである

配偶者居住権を設定する場合、不動産の所有権を相続する者には配偶者居住権を除いた価格で相続税が課税されるが、その後その配偶者居住権を相続した配偶者が死亡した場合又は配偶者居住権の存続期間が満了した場合などは不動産の所有権者はなんら課税されることなくその不動産全部の権利を有する事となる。

配偶者居住権を評価する際は法定利率による複利現価率で現在価値を算出するが、法定利率は年 3%と一般的な国内金融機関の貸出金利よりも高くなっており、複利現価率が高い事によって配偶者居住権の現在価値が高く評価される。こういった制度は本来の制度趣旨から外れた過度な節税対策のために利用される恐れがあり、現時点でも配偶者居住権を利用した節税方法を紹介しているホームページなどが散見される。

また、配偶者居住権の立法趣旨は被相続人の死亡により残された配偶者の生活への配慮等の観点からである。配偶者居住権を終身で設定した場合、平均余命年数が長くなると評価額が高くなることになり、若年層が配偶者居住権を相続すると他の相続できる部分が少なくなってしまうこととなる。また、配偶者居住権は譲渡も出来ないため、配偶者が生活に困窮した際にもまとまった金銭を獲得することが難しくなることが想定される。

配偶者居住権の制度の趣旨から考えれば、その評価額が高くなることにメリットはなく、また、その評価額が低くなることについてのデメリットも見当たらない。

従って配偶者居住権を評価する際に用いられる複利現価率の利率は、財産評価基本通達 4-4 に定める基準年利率により評価する事とし、その評価額が低く計算されるように見直すべきである。

令和元年分の基準年利率

（単位：％）

区分	年数又は期間	平成31年1月	2月	3月	4月	令和元年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
短期	1年	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	2年												
中期	3年	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
	4年												
	5年												
	6年												
長期	7年以上	0.1	0.1	0.1	0.05	0.1	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05

年0.1%の複利現価表

年数	複利現価率	年数	複利現価率	年数	複利現価率	年数	複利現価率	年数	複利現価率
7	0.993	17	0.983	27	0.973	37	0.964	47	0.954
8	0.992	18	0.982	28	0.972	38	0.963	48	0.953
9	0.991	19	0.981	29	0.971	39	0.962	49	0.952
10	0.990	20	0.980	30	0.970	40	0.961	50	0.951
11	0.989	21	0.979	31	0.969	41	0.960	51	0.950
12	0.988	22	0.978	32	0.969	42	0.959	52	0.949
13	0.987	23	0.977	33	0.968	43	0.958	53	0.948
14	0.986	24	0.976	34	0.967	44	0.957	54	0.947
15	0.985	25	0.975	35	0.966	45	0.956	55	0.947
16	0.984	26	0.974	36	0.965	46	0.955	56	0.946

Ⅳ 所得税に関する事項

基礎控除を見直すべきである

基礎控除は、憲法第 25 条で保障している生存権を税法上表現したものであり、納税者本人の最低生活費部分は課税の対象外とする必要がある。

現状の基礎控除額最大 48 万円では、納税者本人の最低生活費部分を満たしているとは到底思えず、基礎控除の趣旨を満たしているとはいいがたい状況である。

そのため、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための公的扶助制度である生活保護の支給水準に合わせて、基礎控除を 160 万円まで引き上げるべきである。

(令和元年度生活保護費

出典：厚生労働省生活保護制度における生活扶助基準額の算出方法（令和元年 10 月））

(1)　生活保護費　月 132,930 円(1 級地−1、20~40 歳の場合)

(2)　年間生活保護費　(1)×12 カ月≒ 1,600,000 円

なお、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための最低額は、その時々の物価水準にしたがって増減するものであるため、生活保護費を基礎に、定期的に基礎控除を再検討することが望ましい。

Ⅴ 法人税に関する事項

役員給与の「原則損金不算入制度」を改めるべきである

現行の役員給与税制の問題点は、法人税法第 34 条第 1 項で損金不算入となるものを列挙して法人税法第 22 条第 4 項の別段の定めとしているのではなく、損金算入分（定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与）だけを限定列挙して、その他は損金不算入としていることである。これではあらかじめ法が想定している以外の方法で支給したものはすべて損金不算入となってしまう。正当な役員給与までが支給形態を満たさないがために損金に算入されないこととなる現行の法人税法第 34 条第 1 項は廃止して原則損金算入に改めるべきである。

また、過大役員給与について定めた法人税法第 34 条第 2 項については、中小企業にとって類似法人の役員給与の額は容易に知り得ない情報であり、そもそも適正額を算式で計算すること自体が困難である。すでに所得税法において給与所得控除額に上限が設けられており、単に不相当に高額か否かのみで損金算入の可否を判定する実益は乏しいため、不当な税負担の減少がある場合に限定するよう課税要件を追加すべきである。

Ⅵ その他事項

償却資産税を廃止すべきである

償却資産税の立法趣旨は「資産価値に対する課税」であると言われるが、償却資産に対する課税は国際的には稀な制度である。償却資産の所有そのものに担税力はなく、償却資産の利用によって生み出される所得に担税力があるのであって、償却資産税の課税によってむしろ企業の設備投資意欲は阻害され、これにより企業の国際的競争力も減衰されている。設備投資を促進することで企業の収益力を高め、また国際的競争力を強化することで、企業の所得を増大させ、（個人・法人）所得税により課税するのが、本来の税のあるべき姿であると考える。

また、現行の制度及び課税当局の体制の下では、適正な制度の執行が担保されておらず、課税客体の捕捉が完全に行われているとはいいがたい。従って、申告義務があるにもかかわらず無申告である事業者や課税対象となる資産を申告から除外する事業者もあるといわれており、納税者間の公平が損なわれていると考えられる。

よって償却資産税を廃止すべきである。

その他意見項目

Ⅰ 消費税に関する事項

１．軽減税率制度を廃止し、単一税率に戻すべきである。

消費税制度は、所得の多寡にかかわらず同じ税率で消費税が課されることになり、租税法の大原則である租税公平主義（憲法 14 条 1 項、憲法 25 条、憲法 29 条）の要請である応能負担の原則に反した税制度である。

令和元年 10 月の消費税率の引き上げに伴い、逆進性対策として軽減税率制度の導入が行われたが、事業者の事務負担、費用負担の増加及び適用範囲の合理的な設定等における問題が解消されていない状況の中で、安易に軽減税率制度が導入され、混乱を招いている状況である。

このような軽減税率制度については、特に以下の理由により、速やかに廃止し、単一税率に戻すべきである。

① 標準税率と軽減税率の区分表示及び集計管理面等で、膨大な事務コストが生じ、逆進性対策の効用に対して、社会的コストが過大となっている。
また、多くの事業者が軽減税率制度への対応に混乱をきたし、このような対応への負担を事業者に強いるのは酷である。

② 軽減税率の適用にあたって、対象品目の線引きを行う際の客観的な判断基準が設定しづらく、経済に対する税の中立性で問題が生じる可能性が高い。この点、十分な議論がなされることなく定期購読契約が締結された一定の新聞について軽減税率制度の対象に加えられる一方、本来、軽減税率の趣旨からすれば、当然に対象項目に含まれるべき品目（例えば、おむつや介護用品等）については軽減税率制度の対象から除外されている。

こうした軽減税率の対象については、本来の逆進性対策という目的から外れ、政治的な恣意性により操作される恐れがあり、単なる特定業界への優遇措置となってしまうリスクを多分に孕んでいる。

③ 軽減税率制度は、消費金額の多い富裕層に効果が大きく、逆進性対策をすべき低所得者層は、消費金額も少なくその効果が小さくなるため、そもそも軽減税率制度の導入という消費税法の枠組みの中においても逆進性の問題を解決できない。

④ 日本が消費税導入時のモデルとしたＥＵ付加価値税制度においても、軽減税率の複雑な構造ゆえに制度疲労をおこし、ＥＵ内で制度見直し論が出ている。

⑤ 売上は軽減税率、仕入は標準税率となる事業者の資金繰りに悪影響を与える。

⑥ 課税実務の現場において、適用税率の判定が明確でないものもあり税率適用の判断が困難であるため、適用税率に関する訴訟等が頻発する恐れがある。

⑦　間接税である消費税のなかで、軽減税率を導入することにより痛税感を解決する事自体が誤った考え方であり、本来の消費税導入目的の一つである「社会保障の充実」を享受できるように税制及び社会保障全体で検討すべきである。

２．「事業者免税点制度」を見直すべきである。

事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮から設けられている特例制度であるが、免税事業者における益税発生が問題となっており、消費税率が上がった昨今では看過できなくなってきている。

また、納税義務の有無を決める基準が必要となるが、現行では原則として前々事業年度における課税売上高によって求めることとされており、当課税期間における事業規模が反映されない極めて不合理なものとなっている。

消費税導入から長期間が経過し計算方法も周知されており、他の税金と比べて消費税の税務執行コストは低いこと等からも、事業者免税点制度を維持する特段の理由はなく、制度を廃止し、全事業者を「課税事業者」とすることでこれらの問題を解決すべきである。

ただし、小規模な個人事業者等については一定の配慮が必要と考えられるため、当課税期間における課税売上高が一定額以下である場合には選択により申告不要とする制度を創設すべきである。上記改正により、納税義務の判定が不要となり、制度の簡素化にもつながる。

３．適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入すべきでない。

消費税の軽減税率の導入に伴い採用される適格請求書等保存方式は、以下の理由により導入すべきでない。

①　適格請求書等保存方式のもとでは、原則として適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書等の保存が無いと仕入税額控除を受けられない仕組みとなっている。そのために請求書等が「適格請求書等」に該当するかどうかの確認を行い、帳簿に記載する必要があり、事業者の事務負担を一層増大させる。

②　付加価値税たる消費税は最終消費者が負担すべきであり、最終消費の前段階における税の累積は排除すべきことは当然であるが、税の累積排除機能である仕入税額控除について適格請求書等が無いという理由で認めないこととなると、当該事業者がその消費税相当額を負担することとなり、消費税の本質からみて妥当ではない。

③　適格請求書等は課税事業者のみが発行できるものであり、免税事業者は発行できない。事業者免税点制度の抜本的見直しを行わずに現行の制度が維持されるとすると、免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置として令和８ 年９月 30 日まで 80%、

令和 11 年 9 月 30 日まで 50%の仕入税額控除を認めるとされているものの、免税事業者が取引から排除され、あるいは消費税相当額の支払いを拒否される可能性がある。

④　適格請求書等保存方式を導入すると、免税事業者が上記の理由により課税事業者とならざるを得ない。この事は、小規模事業者の事務負担や税務執行コストへの配慮等の理由により免税が認められている事業者免税点制度の立法趣旨からも妥当ではない。

⑤　適格請求書等保存方式を導入することにより、事業者は仕入税額控除を受けるために取引の相手方が適格請求書発行事業者であるかどうかを事前に確認する必要性が生じる。しかし外見上その確認は容易ではなく、結果として適格請求書発行事業者でない可能性がある小規模事業者が市場取引から排除される恐れが生じる。

⑥　インボイス制度を採用している諸外国ではインボイスの偽造が多数報告されており、偽造が容易なインボイス制度を採用することは望ましくない。

４．簡易課税制度を見直すべきである。

簡易課税制度を次のように見直すべきである。

①　みなし仕入率を大幅に引き下げる。

②　事業区分の統合などにより区分数を減らす。

③　適用要件である基準期間における課税売上高を 5,000 万円から引き下げる。

簡易課税制度は、消費税の導入時に小規模事業者の納税事務負担軽減のための措置として導入された制度であるが、本則課税の場合と比べ控除税額が大きくなり税負担が軽くなるという問題点が指摘されている。そこで、みなし仕入率を引き下げること及び、適用要件である基準期間における課税売上高の引き下げにより適用事業者を制限することによって課税方式による納税額の差額の発生を抑えるべきである。

また、事務負担軽減という簡易課税制度導入の趣旨から考えると、現行の 6 つの事業区分については、統合などにより区分数を減らして制度の簡素化を図るべきである。

５．消費税の税率を引き下げるべきである。

以下の理由により消費税率を引き下げるべきである。

①　消費税は低所得者ほど負担が重く、富裕層ほど負担が軽いという逆進性があり、能力に応じて負担する応能負担の原則に反するものである。逆進性対策として軽減税率などが行われるが、そもそも増税した上で逆進性対策を行うのは簡素であるべき税の原則にも反する。

②　所得税などの累進課税には民間経済の過熱期に税負担を増やし、低迷期に税負担を減らすビルトインスタビライザーの機能を保有するが消費税はそういった機能を持たないため景気低迷期にも国民に負担を強い、景気回復を遅らせる。

③　所得税や法人税の税収は不景気のときに減少するが、消費税は税収が経済動向に左右されにくく安定した税と言われる。しかしこれは逆に言えば国民は失業中であっても低所得であっても不景気のときであっても安定的に税金が徴収されるという事である。国家はその信用力から国債発行により極めて低金利で資金を調達することが出来るため、税収に過不足が生じた場合は過不足額に応じて新規発行国債を増減させることで財政収支を安定させる事が出来る。通貨主権に基づいて自国通貨建てで国債を発行している我が国に、いわゆる財政危機の問題は存在しない。

④　消費に対する課税は国民の消費の意欲を減退させる。消費が不足しているデフレの状況ではさらにデフレを加速させる事となるため政府が目標としているデフレからの脱却を遠ざからせる。

Ⅱ 相続税・贈与税に関する事項

１．相続税の課税方式を法定相続分課税から遺産取得課税に変更すべきである

法定相続分課税方式は、遺産をどのように分割しても相続税の総額が変わらず、税務執行が容易であるという長所が存在するが、一方で下記３つの欠点が存在する。

① 同じ金額の財産を取得した場合であっても、遺産総額や法定相続人の人数により相続税額が異なり、水平的公平が保たれない。

② 共同相続人の申告漏れ等が他の共同相続人及び受遺者の納税額に影響を及ぼす。

③ 小規模宅地等の特例などの各種特例の効果が他の相続人及び受遺者にも影響を及ぼす。

上記３つの欠点は、遺産取得課税方式に変更すると、課税標準が相続人又は受遺者が実際に相続した又は遺贈を受けた金額を基礎として算定されるため解消される。

なお、遺産取得課税方式は仮装分割による租税回避や、税務執行上の困難を伴うという欠点が指摘されてきたが、昨今の相続財産の分割においては遺産分割協議書や遺言書が必要であり、仮装分割による租税回避の可能性は法定相続分課税方式と変わらず、税務執行面においても問題は少ないものと思われる。

さらに、いわゆる世代飛ばし相続のような租税回避行為については、被相続人の親疎に応じて税率を柔軟に設定することによって対応可能である。

このように遺産取得課税方式の欠点は解消可能であるのに対し、現行の法定相続分課税方式の欠点は解消することが不可能であることから、遺産取得課税方式に変更すべきである

２．連帯納付義務を廃止すべきである

申告納税制度に基づき納税者である相続人が自らの租税債務を確定し、納税義務を負うのであるから、納税義務を適正に履行した者に対し、さらに他の者の納税義務について、自己の意思に基づくことなく連帯して納付義務を負わせることは、申告納税制度化において矛盾する。

さらに、特例事業承継税制により、血縁関係のない他人であっても、一定の要件を満たせば相続時精算課税による贈与が受けられる。相続時精算課税による贈与を受けた者は、贈与者死亡時には相続税の申告が必要となる。連帯納付義務は旧民法の家督相続制から来ている財産課税方式の流れをくむものであり、血縁関係のない他人が連帯納付義務を負う現状を前提としていない。

従って、相続税及び贈与税に係る連帯納付義務は廃止すべきである。

３．直系尊属からの教育・結婚・子育て資金の一括贈与特例制度は廃止すべきである

高齢者世代が保有する金融資産の現役世代への移転促進を目的として創設された制度であるが、同制度の特徴である大きな非課税枠の恩恵を受けられる者が限られてしまうこと、資産を保有する者とそうでない者の格差の固定を助長してしまうことなどの問題がある。また、特例の適用を受けるには信託銀行等の専用口座を開設しなければならず、払出し事務手続きが煩雑であるなど、効率的に運用できる特例制度にもなっていない。贈与税一括贈与特例制度は廃止し、例えば幅広い層が活用できるよう贈与税の非課税枠の引き上げを行うなどの方法により現役世代への財産移転促進を図るべきである。

４．特定居住用宅地等の要件を一部緩和すべきである

現行法では養護老人ホームなど、限定列挙された施設に該当しないいわゆる「ホームホスピス」へ入居している場合は、被相続人が居住の用に供していた宅地等については特定居住用宅地等の要件を満たさないこととなっている。高齢者の最期の在り方が多様化している中、ホームホスピスなどに入居することで特定居住用宅地等の適用対象外となると、高齢者の選択権を奪っていることにもなりかねない。

そのことからも、現行法で特定居住用宅地等の要件に該当することとされている老人ホームなどの施設以外に入居している場合であっても、病気療養のためなど一定の場合には被相続人の居住年数要件の整備等を行うなどの要件を加えた上で、特定居住用宅地等の特例を柔軟に適用出来るよう要件を一部緩和すべきである。

Ⅲ 所得税に関する事項

１．所得控除を見直すべきである

所得控除は、課税最低限を規律するために定められたもの、社会福祉の観点から定められたもの、社会保険制度を補うために定められたもの、一定の政策を目的として定められたものなど、それぞれについて目的をもって定められたものであるが、現状に即して、次のように所得控除を整備するべきである。

① 年少扶養控除等の見直し

⑴ 年少扶養控除を扶養控除の対象として復活

子ども手当の創設に伴って年少扶養控除が廃止された。その後、子ども手当が廃止されたにもかかわらず、年少扶養控除が復活せずに、現在に至っている状況である。

扶養控除は、憲法第25条で保障している生存権を税法上表現したものであり、消費生活を共にする扶養親族の消費支出は、納税者本人の担税力の減殺要因として取り扱われるべきものであるため、年少扶養親族を扶養控除の対象とするべきである。

⑵ いわゆる早生まれの扶養控除・特定扶養控除の適用

扶養控除・特定扶養控除の判定は、12月31日現在の年齢で判断されるため、いわゆる早生まれ（1月2日から4月1日）の者は、扶養控除・特定扶養控除の適用が、早生まれでない者より1年分受けられない可能性がある。

中学・高校・大学等の年度に合わせる形で、扶養控除・特定扶養控除の適用を行うべきである。

② 医療費控除等の廃止

医療費控除は、多額の医療費の支出が、その者の担税力の減殺要因になるとの考え方から設けられた制度である。また、平成29年分の所得税から、セルフメディケーション税制が創設された。

しかしながら、今日では、高額医療費の払い戻しを受けることができること、医療保険制度が充実して、保険金などで補填されることなどにより、医療費控除等の必要性が従前と比べて小さくなっていると考えられる。

また、医療費控除は、超過累進税率の効果により、高所得者がより大きな課税減免の効果を受けることができるため、担税力の減殺に対する措置の制度趣旨と合わないものである。

そのため、医療費控除等は廃止するべきである。

２．金融所得に対する分離課税を廃止し、総合課税により課税すべきである

所得税は担税力に応じた税負担を分かち合うという総合課税を原則としている。その例

外である分離課税での課税方法は、本来負担すべき税額が軽減され、高額所得者に有利に作用することになり、租税法の基本原則である公平性の原則に反している。

現状、合計所得が 1 億円を超えると、所得税負担率が低下していく現状となっている。これは、合計所得金額のうち株式等譲渡所得の割合が、合計所得金額が 1 億円を超えたあたりから増加していることを見れば、金融所得が分離課税で低税率による適用されていることによるのであり、高額所得者にとって非常に有利な課税方法になっている。

結果として、公平性の原則を犠牲にし、不公平な税負担になっている。したがって、金融所得に対する課税方法については、分離課税ではなく、総合課税にすべきである。

(参考)平成 29 年分の申告所得者の所得税負担率

３．社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する制度を廃止すべきである

社会保険診療報酬の特例は、昭和 29 年に社会保険診療の適正化が実現するための暫定措置として議員立法により創設された。当時は「社会保険医に対する所得基準の維持」「所得計算の簡素化」「国民皆保険の定着」等を目的としていた。

その後、数度の改正を経て、現行の特例は「小規模零細医療機関の経営の安定を図り、地域医療に専念できるようにすること」を目的に「小規模事業者の税務に係る事務負担を軽減する」ために必要だと言われている。

しかし、この特例で定められている概算経費率と実額経費との間に多額の差額が生じていることや、特例適用者のほとんどが特例と実額との有利判定を行っている実情を考えると、制度趣旨に沿っていないと言わざるを得ない。また、これらの問題点については平成 23 年に会計検査院から指摘されたことがあるにもかかわらず未だに対応がなされていない。

したがって、この特例措置を早急に廃止すべきである。

４．復興特別所得税を廃止すべきである

復興特別所得税は平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの 25 年もの長期に渡り課税されるが、その対象期間に根拠性が乏しく世代間における公平性に反している。

さらに復興特別法人税については平成 26 年度税制改正により当初よりも 1 年前倒しの上で廃止されており、法人個人間における公平性にも反している。

また源泉徴収が前提となる給与や報酬、利子等に係る所得税についても課税される上に税率が 2.1%と計算が非常に煩雑であり、源泉徴収義務者の事務負担も大きい。

したがって、復興特別所得税は廃止すべきである。

５．準確定申告書の提出期限を延長すべきである

所得税の準確定申告書の提出期限は、昭和 22 年以来改正されておらず、「相続の開始を知った日の翌日から 4 月を経過した日の前日まで」とされている。

しかし被相続人の所得に関しては、たとえ親族である相続人といえどもそれを正確に把握することは容易ではなく、それなりの期間が必要である。

相続税申告書の提出期限については、昭和 22 年当初は 4 月であったものが 6 月、平成 4 年改正で 10 月と延長されている経緯を踏まえ、準確定申告書の提出期限についても相続税の申告期限と同程度まで延長し、相続人の事務的・心理的負担の減少を図るべきである。

したがって、納税者の予測可能性の観点からも、相続税における財産・債務が確定すべき期限として、相続税の申告期限の 2 月前の「相続の開始を知った日の翌日から 8 月を経過した日の前日まで」とすべきである。

Ⅳ 法人税に関する事項

１．租税特別措置法は、その内容をその適用状況に応じて、毎年公平に再検討したうえで、継続・廃止・見直しを判断し、その検討経過及び結果を速やかに公表すべきである

租税特別措置法の中には特定の政策実現という目的のため、税収を減らす措置が存在する。

特定の政策、特定の業種に対する優遇措置について国民の理解が得られるか、その政策実現のために税制を用いることが最適であるか、常に十分な検討を必要としている。

政府は国際競争力を強化するため法人税の実効税率を引き下げているが、特定企業を優遇する不公平な税制が残るのであれば、相対的に特定企業以外の企業は不利になってしまう。

更に、中小企業優遇政策もその適用条件があまりにも複雑かつ煩雑で適用可能な中小企業であってもその手続きの難解さ、現実との乖離に実質適用ができない政策では本末転倒である。

したがって、税本来の役割を阻害する政策税制についてはその租税特別措置法の立法趣旨、得られる効果、税収減による予算への影響などを勘案して成立させることは当然であるが、措置法の期限到来の都度立法過程と同じ検討を行い想定した効果が得られないものは即時廃止を含めた検討を行うべきである。

成立からの経過年数が長く恒久的措置と認められるものは本法への移行を検討すべきである。

また、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第 5 条第 1 項により、財務大臣は租税特別措置ごとの適用者数、適用総額、高額適用額等を記載した報告書を作成し、内閣は報告書を国会に提出しなければならないとされており、平成 23 年度より毎年「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書」が財務省より国会に提出されている。この報告書は統計資料としての意義はあるが、その資料がどのように活用されているのか、意味のある統計資料となっているのかは不透明なままである。単に統計値を公表するのみでなく、租税特別措置法の継続についての検討結果も併せて国会に提出し、国民へ公表すべきである。

２．交際費の損金不算入制度を撤廃すべきである

企業がその事業を営むに当たって、交際費を支出することはほとんど不可避と考えられる。したがって、企業会計上、交際費の支出は費用となる。

これに対して、法人税法上、交際費については、その全部または一部が損金不算入となる制度が設けられている。交際費の損金不算入制度は、昭和 29 年の租税特別措置法の改

正によって設けられた。その制度趣旨は、企業の資本蓄積の促進にあった。すなわち、当時、減価償却の励行、準備金や特別償却制度の創設、資産再評価の強制、高率配当の自粛、増資配当の免税等の措置が資本充実のための諸施策として講じられ、交際費課税についても、その一環として、できる限り冗費を節約するために設けられた。その後も、損金不算入制度の具体的な計算方法は改正されてきたが、現行法では、原則損金不算入（一定の措置あり）と規定されている。

しかしながら、現在の経済状況下で、企業の支出を抑制させるような損金不算入制度は時代にそぐわないのではないだろうか。そこで、交際費は損金算入とし、損金不算入制度を撤廃すべきである。

３．受取配当等については全額益金不算入とすべきである。

法人が支払う配当は、法人税が課税された後、税引き後の利益から支払われるものである。本来受取配当等の益金不算入制度は二重課税の調整の観点からすべての受取配当について益金不算入とすべきであり、 新設された当初は（負債利子を除いた）100％益金不算入としてきた。その後、昭和 63 年に株式保有割合 25％未満の株式について益金不算入割合が 100％から 80％となり、さらに平成 14 年に 50％に縮減された。

完全子会社株式等、関連法人株式以外の株式等について益金不算入割合が縮小されている主な理由として、投資目的で取得されることが多く、投資から生じた果実である配当を全額益金算入とすることがなじまないことが挙げられているが、実際はその時々の財源確保の必要性から制度が縮減されてきたのではないか。

本来の制度の趣旨は二重課税の排除であるため、保有割合によって差異を設ける理由はなく、負債利子控除もそぐわない。

したがって、完全子会社株式等及び関連法人株式等以外の株式等についても二重課税を排除するため、益金不算入割合を従前の 100％とし、一律全額益金不算入とすべきである。

４．退職給付引当金の損金算入制度を創設すべきである

法人税法において使用人の退職に際し支払う退職一時金については、実際に使用人に支払った退職一時金及び中小企業退職金共済など外部の機関に拠出した掛金が損金算入される。一方、将来の退職一時金の支払いに備え企業会計上、計上が要求される退職給付引当金については損金算入が認められていない。

法人税法は販売費・一般管理費等の期間費用の損金算入に関しては償却費を除き債務確定主義が採られている。そして退職給付引当金については、退職という事実が生じない限り債務が確定していないとして、損金算入を認めないという説明がなされている。

法人税法において債務確定主義が採られているのは、課税の公平の見地から、発生の可能

性が不確実で金額についても合理的に算出できない費用を恣意的に損金に算入することを認めない趣旨であると考えられる。

しかし退職給付引当金については、労働協約等により退職金の支払い義務が定められ、支払うべき金額も容易に算定可能である。加えて企業会計上も負債性引当金としてその債務性を認め、適正な期間損益計算を行う見地からも計上（オンバランス化）を求められている。

それにも拘わらず、具体的な給付事由（退職の事実）が発生しておらず債務が確定していないという一点のみをもってその損金算入を認めないことは、法人税法の趣旨を曲解するものである。

また、税制上、退職給付引当金の損金算入を認められないことは、企業が退職金の支払いに充てるための資金を企業内部に留保するといった企業にとって当然の経済活動を阻害することにもなる。

したがって、課税の公平という原則に留意しつつも、一定の基準で計算した範囲内で退職給付引当金の損金算入を認めるべきである。

Ⅴ その他事項

１．財産債務調書提出制度を廃止すべきである

財産債務調書提出制度は、平成 27 年度改正により従来の財産債務明細書が見直されて導入された制度である。この調書は提出が義務付けられた法定調書であり、提出の有無で申告漏れがあった場合等に課される加算税の加重減算措置という罰則、あるいはインセンティブとも考えられる規定が設けられている。

従来の制度とは異なりこの調書には質問検査権が認められており、さらに国税通則法で定められたものではないことから、法律上は事前通知が不要であるため、納税者にとって不測の損害を与えかねない。

また記載事項が詳細に規定されており、さらに記載する財産の価額は、一般の納税者にとって算定が困難であるその年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとされている。価額算定のために、専門家に依頼する必要がある場合も十分想定され、結果として不要な支出を納税者に強いる結果に繋がりかねない。

前述の加重減算措置も含め、納税者に不要な緊張感と過度の事務負担を強いる現状となっており、これらは申告納税制度の下で健全な納税者の育成を阻むものである。よって財産債務調書提出制度は廃止すべきである。

２．印紙税を廃止すべきである

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後にあるその取引によりもたらされる互いの利益享受に担税力を見出して、その取引に際して作成される契約書や領収書等に対して課税しようとするものである。しかし文書に担税力などなく、経済取引については消費税等が課されており、印紙税は経済取引に対する二重課税であると考えられる。

また、印紙税法は申告という行為は一切必要とせず、納税者自らが課否を判断して税額の算定等を自主的に行い、所定の印紙税を納付するという「自主納付」の制度を採用しているが、印紙税法が課税文書・非課税文書を明確に区分する理論的根拠を有しないことにより、納税者が自身で印紙税の課税・非課税の判断を行うのに苦慮するケースが多い。

さらに近年は電子商取引の増加やペーパーレス化が進展する中にあって、印紙税の課税対象は紙媒体による文書のみであり、電子化対応に遅れる中小企業にあっては依然として大きな負担となっており、取引形態によって不公平が生じるのは不合理である。

よって、印紙税は課税の根拠が不合理・不明確であるため、廃止すべきである。

３．不動産取得税を廃止すべきである

不動産取得税は、不動産の取得の事実に対して課税される都道府県税であり、その課税形態から流通税の性格を持つ。シャウプ勧告により昭和 25 年に一旦廃止されたが、昭和 29 年度の税制改正において固定資産税の税率が引き下げられたことに対応して固定資産税の先取りという理由付けで復活した経緯がある。しかし、地方税の課税原則は応益負担であり、不動産に対してはその保有についてのみ課税すべきである。取得の事実は不動産と不動産以外の資産の等価交換に過ぎず、これに対し課税することは応益負担の原則に沿わないばかりでなく、不動産の流通を阻害し、国民の自由な経済活動を妨げる原因ともなる。

よって不動産取得税は廃止すべきである。

４．電話加入権の必要経費（損金）算入および評価損計上を認めるべきである

電話加入権は、時の経過によりその価値が減少せず、市場において譲渡することにより投下資本を回収し得ると言われ、法人税法及び所得税法において、減価償却できない無形固定資産として扱われている。しかしながら、携帯電話や IP 電話等の普及により電話加入権を必要とする固定電話の新規加入契約者数は激減しているため譲渡の見込みはなく、また同じ理由によりその取引価額も長期にわたって低い水準にとどまっているため、仮に市場において電話加入権を譲渡できたとしても、投下資本の大部分が回収できないのが現状である。このような実態から、電話加入権は非常に価値の低い資産であると言える。

よって電話加入権を減価償却できない無形固定資産として扱う理由はなく、電話加入権取得時に取得価額相当額の必要経費（損金）算入を認めるとともに、既に取得された電話加入権について評価損の計上を容認すべきである。

５．所得税の青色申告承認申請書の提出期限を緩和すべきである

所得税の青色申告承認申請の期限については、青色申告書による申告をしようとする年の 3 月 15 日まで（その年の 1 月 16 日以後新たに事業を開始した者等についてはその事業開始等の日から 2 月以内）とされているところである。しかし平成 26 年分以降の所得税については白色申告者であっても記帳・帳簿等保存の義務が課されることとなった。このことから青色申告者と白色申告者との間の記帳・帳簿等保存の状況の差異はほとんどなくなり、年の中途において青色申告により申告することを選択できることとしても、課税上の弊害はないと考えられる。

よって所得税の青色申告承認申請の期限を、青色申告により申告しようとする年の翌年 2 月 15 日分までに緩和すべきである。

６．事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すべきである

社会保険診療報酬等及びこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。 この措置は、社会保険診療の安定化を図るため、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的 に決定されることへの対応として設けられたものであるといわれている。しかし、上記制度は、既に施行されて 70 年近くが経過し、これまで、一切、制度上の議論がなされていない。 したがって、事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置は、特定業種に対する優 遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせているため、課税の公平の見地から廃止すべ きである。

７．国に対する住民監査請求及び住民訴訟の制度を創設すべきである

地方自治法第 242 条「住民監査請求」により、地方公共団体において不当な公金の支出等があるとその住民が考える場合には、監査委員に対して監査請求をすることができる。住民がその監査結果等に不服があるときは、地方自治法第 242 条の 2「住民訴訟」により、裁判所に訴えることができる。しかし、国に対してはこれらの制度はないため、国に不当な公金の支出等があった場合に、国民が国を相手に監査請求や訴訟を提起することはできない。民主主義国家において、納税者である国民が、納めた税金の使途等について主権者としてふるまうのは当然のことである。国の支出に違法行為があった場合にでも、監査請求等が認められていない現行制度は、主権者である国民を明らかに無視している。地方公共団体と同様に、国に対しても、不当な公金の支出等があると認められる場合には、国民が監査請求や訴訟を提起することができる制度を創設すべきである。

令和１年 11 月吉日

日本税理士会連合会
会長　神津　信一　殿

近畿青年税理士連盟
代表幹事　辻田　
大阪市中央区船越町 1-1-1
大手前ハウス 202 号室

次期税理士法改正に関する答申に対する回答

はじめに

我々近畿青年税理士連盟は、近畿二府四県の約 1,000 名の税理士が所属する任意団体であり、会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的として活動を行っております。また、申告納税制度の更なる発展に寄与するため、日々研鑽と努力を重ね、税理士の社会公共的使命を完遂するべく邁進しております。

さて、この度は「次期税理士法改正に関する答申」に係る意見募集に対する回答について当会会員に広く意見募集をし、議論した結果の回答を提出致します。

答申に対する意見

一．ICT 化への税理士法の対応

《法改正要望項目》（法第 33 条）

1.　税理士法第 33 条において、電子的に行う税理士の署名押印について明示すること。

賛否：　賛成

理由：　電子署名が法第 33 条の署名押印であるとの認識は本当に確立されていないのかについては疑問が残るが、確立されていないのであれば、同条に規定が無いということより法改正要望項目 2 で掲げている電子証明書による税理士資格証明の問題によることの方が大きいと考える。

2 の整備を進めることで税理士の署名押印が税務代理等に係る電子署名と同等の意味を持たせることが可能である。これに加えて法第 33 条への明記及び関係各法における整備も必要である。

《法改正要望項目》（法第 33 条）

2.　税理士が電子申告の代理送信を行う場合には、税理士資格を有することの証明を義務づけること。

賛否：　賛成

理由：　税理士用電子証明書によって電子署名をする場合は、日本税理士会連合会の交付する電子証明書の所有者は税理士であるため、結果的に「所有者＝税理士」であることが証明されることとなる。他方、マイナンバーカードにより電子署名をする場合は、その電子署名について税理士である証明が必要である。

《法改正要望項目》（法第 30 条関係）

3.　納税者と委嘱関係及びマイナポータル上の代理について、常に明確にできるようにすること。

賛否：　反対

理由：　現状の税務代理権限証書について、税務代理をする際に提出することで十分である委嘱関係が終了している税理士に対して関与していない納税者の情報を税務官公署が伝えてしまう恐れがあり、プライバシー侵害に繋がる可能性については、その税理士が該当する納税者との間に委嘱関係があるかの確認をまずもって行うことを徹底すれば済むことである。

また、答申で掲げられている内容は基本、税務官公署の事務負担軽減のために税理士が事務負担増となる内容となっていることからも賛成はできない。

二．ICT 化社会における税理士事務所のあり方

《会則等措置項目》

4. 税理士事務所における内部規律や内部管理体制を整備しテレワークに関する指針を設けること

(1) ICT 化社会における事務所の必要性

賛否： 賛成

理由： 事務所の必要性については、税理士の氏名や登録年月日、事務所所在地などの情報を広く公開することにより、委嘱する相手が税理士であるかどうかを判断する上では非常に有益であるが、現状その事務所を明確化していることにより、非税理士排除の目的が必ずしも果たされているとは言えない状況である。

しかしながら、事務所設置義務の趣旨の一つである「国民の誰もがいつでも税理士の門戸をたたけるようその利便性に資する必要がある」という観点から事務所設置は必要である。ただ、現在の社会においては携帯電話の普及により事務所に限らず連絡を取ることが可能であり、また、インターネットの普及によりホームページやメールによってその利便性を担保することができることから、現行における事務所の意義を明確化する必要がある。

(2) ICT 化社会における 2 ヶ所事務所禁止規定のあり方

賛否： 反対

理由： 2 ヶ所事務所の禁止規定の趣旨としては、税理士の業務活動の本拠として税理士事務所を 1 ヶ所に限定することが法律関係を明確にする上で有用であること、個人の監督能力を超えて業務範囲を拡大することを事務所の数の面から規制し、非税理士行為を未然に防止することを目的としている。

現在においては、非税理士行為の防止や過剰な業務範囲拡大の防止に一定の効果があると考えられるが、今後、さらに ICT が発展することを前提とした場合には、１人の税理士が管理監督できる範囲が広がることを想定すると、事務所が 1 ヶ所でなくとも可能であると考えられるため、現状の禁止規定については見直す必要がある。

(3) 税理士事務所におけるテレワーク

① テレワークの態様について

賛否： 賛成

理由： テレワークの様態としては① 事務所ではなく自宅を就業場所とする「在宅勤務」、② 施設に依存せず、いつでもどこでも仕事が可能である「モバイルワーク」、③ サテライトオフィス・テレワークセンター・スポットオフィス等を就業場所とする「施設利用型勤務」があるが、現状、このうち「施設利用型勤務」は 2 ヶ所事務所に該当するため、認めることができない点について異論はない。

② 税理士が行う在宅勤務及びモバイルワークについて

賛否：　賛成

理由：　税理士が在宅勤務及びモバイルワークを行う上で、守秘義務や事務所で従事する職員に対する監督義務などに留意する必要がある点について異議はない。

③ 職員が行う在宅勤務及びモバイルワークについて

賛否：　賛成

理由：　職員が行う在宅勤務及びモバイルワークについては守秘義務や監督義務が適正に履行されていれば問題ないと考えられるが、非税理士行為や労働管理の観点で検討すべき事項が多い。

注意すべき点は下部に記載するが、税理士事務所における内部規律や内部管理体制の整備、在宅勤務及びモバイルワークに関する指針を設けることが必要であると考える。

最も注意すべき点は、情報セキュリティ対策と労働管理についてである。情報セキュリティ対策については、ウィルス対策プログラムの導入やセキュリティ監査の導入など検討すべき事項は多いが、それを画一的に導入するべきとすることは難しく税理士法においてそれを規定することは現実的ではないと考える。現時点での対策としてはセキュリティポリシーの策定推進や雛形などの提供、情報セキュリティに関する研修の実施などが考えられる。

三．税理士法人への対応

《会則等措置項目》

5.　税理士法人に関する運営の更なる適正化に資するべく、税理士法人に対し定期的な倫理研修の受講義務を課すこと。

賛否：　賛成

理由：　税理士法人に限定する必要はなく、個人事務所についても税理士法人化はしていなくとも、その規模については拡大化している傾向にある。そのため、税理士法人に限らず倫理研修の受講義務については検討する必要がある。

《法改正要望項目》（法第 48 条の 5、規則第 21 条）

6.　税理士法人の業務範囲について、税理士が法令等に基づき専門的知見を活用して個人として行っている租税教育への講師派遣や成年後見業務などの公益的業務を含めること

賛否：　賛成

理由：　租税教育への講師派遣や成年後見業務については、税理士業務に付随して行う一定の業務であり、当然、業務範囲に含めるべきである。

《法改正要望項目》（法第 48 条の 4② 一、第 48 条の 17)）

7.　社員税理士の法定脱退事由として、業務停止処分を明記すること

賛否：　賛成

理由：　個人の税理士が業務停止処分を受けた場合には、当然に税理士業務について行うことはできない。一方、法人の社員が業務停止処分を受けた場合に、現状法定脱退事由に明記はなく、解釈上、脱退すべきと考えられているが、実情は業務停止処分があってもその期間内においても税理士法人に所属している。その場合、個人の税理士と法人社員である税理士とでその処分の重さに差が出ることに繋がる。手続き上において、脱退と加入をすることが煩雑であるとしても、法定脱退事由と明記し、一旦法人から脱退し、その処分期間が終了した後に再度加入手続きを行うべきである。

四．試験制度のあり方

《法改正要望項目》（法第5条）

8.　学識による受験資格要件を見直すこと

賛否：　反対

理由：　税理士試験の受験者数は減少の一途を辿っており、平成21年の受験者数74,547人でした。令和元年には36,701人と10年間で、50%以上減少している。この受験者数の減少の原因についての検証がされていない中で、単純に受験資格要件のみを緩和し、受験できる年齢を下げることで若い方が税理士の職業に魅力を抱き、受験者が増加するとは考えられない。

答申において、早期に受験できない事へのデメリットの記載があるが、現状の試験制度のまま単純に受験資格要件のみが見直され、早期に受験ができることとなり試験勉強に専念できる時間が多少増えただけで、合格までに要する年数について劇的に短縮されるとは考えにくい。結果、他の資格試験を選択することになり、問題の解決にはならない。

よって、単純に受験資格要件の緩和を考えるのではなく、受験者若しくは税理士を目指そうとする若い人たちが減少している原因を正確に検証し、その上で、試験問題の内容から採点、合否発表までを含めた試験制度全体について見直しの検討が必要である。

五．平成 26 年度改正における未実現項目の取扱い

《法改正要望項目》（法第 3 条、第 7 条、第 8 条）

9.　税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者を原則とすること。

賛否：　賛成

理由：　税理士法第 6 条において、「税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする」とされており、税理士の資格を有する者は、税理士法第 6 条に定める科目を合格したものを原則と考えるのが自然であり、当然である。

また、国家資格については、それぞれその使命が異なることから、弁護士や公認会計士への税理士資格付与、税務行政実務経験者及び学位による免除者の税理士試験の一部・全部の免除については、本来認めるべきではない。

《法改正要望項目》（法第 49 条の 2、法第 49 条の 14 関係）

10. 税理士職業賠償責任保険への加入を義務化すること

賛否：　どちらでもない

理由：社会構造の変化や国際化の進展によって税理士業務が複雑多様化していることから、税理士職業賠償責任保険を強制加入にして、すべての税理士及び税理士法人を結束させることが、納税者の権利と安全性を確保し、税理士の社会的信頼性の向上の土台を築き上げることに繋がるとは考えられない。税理士職業賠償責任保険はあくまで加入する税理士が自己を守るために加入するものであり、納税者の権利や安全性を確保するためのものではない。

また、現状の税理士職業賠償保険制度をすべての税理士及び税理士法人に強制適用をしようとする場合、以下の問題点があると考えられ、これらの整備を検討した上で、義務化を求める必要がある。

① 税理士職業賠償責任保険で補償される範囲

社会構造の変化や国際化の進展によって税理士業務が複雑多様化して、求められる判断も高度になっている状況にあるにもかかわらず、現状の税理士職業賠償責任保険では、過少申告・過大納付請求案件や延滞税等については補償の対象となっておらず、補償される範囲が狭い状況になっており、税理士職業賠償責任保険として果たすべき機能が満たされていない可能性がある。

② 所属税理士の職業賠償責任保険の適用について

現状の税理士職業賠償責任保険制度においては、賠償保険の補償の対象者が開業税理士ないしは税理士法人になっている。そのため、所属税理士は所属する税理士事務所もしくは税理士法人の職業賠償責任保険に加入する形になっている。本改正要望項目の説明文に「すべての税理士及び税理士法人に職業賠償責任保険への加入を税理士法において義務化すべきである。」とあり、「すべての」税理士について所

属税理士を含めた全ての税理士とした場合には、所属税理士は、保険支払者であるにもかかわらず、補償の対象者にならないことになる。

そのため、所属税理士については、所属税理士個人で職業賠償責任保険に加入するのではなく、所属する税理士事務所もしくは税理士法人が、所属税理士も含めて加入する形で税理士法を整備する必要がある。

③　職業賠償責任保険の運用状況について

収支が公表されておらず、職業賠償責任保険の運用状況が不透明な現状である。職業賠償責任保険の強制適用を求めるならば、職業賠償責任保険の運用状況の透明性を求める。

《法改正要望項目》（法第 49 条の 17）

11. 財務大臣の日税連・税理士会に対する総会決議取消権は見直すこと。

賛否：　賛成

理由：　法 49 条の 19（一般的監督）において、財務大臣は、税理士会等の適正な運営を確保する必要がある時には、税理士等から報告を徴し、行う業務の勧告、業務の状況などの検査することができるように規定されており、適正運用のための一般的監督権を有しているものとされている。

一方で、法 49 条の 17（総会の決議の取消し）に規定されている内容は、税理士等の総会の決議が法令又は会則に違反し、公益を害するときは、財務大臣が、その決議を取り消すことを命じることができる規定となっており、法 49 条の 19 に包含されている内容となっている。

そのため、法 49 条の 17 の規定を見直し、削除すべきである。

六．業務の適正化に向けた環境整備

《会則等措置項目》

12. 登録時研修及び定期的な倫理研修の受講義務を課すこと。

賛否：　賛成

理由：　それぞれの研修の義務化については、今後税理士として業務を行う際の業務への向き合い方や質の維持の必要性、身につけるべき知識また、倫理観の統一を図り、税理士としての全体の質の向上を図るため有意義なものであると考える。

　そのためには、これらの研修義務化は慎重にその研修内容について検討する必要があり、現在義務化されている 36 時間研修の在り方とともに検討すべきである。

《法改正要望項目》（法第 41 条の２、第 48 条の 16 関係）

13. 税理士に対する指導、連絡及び監督をより徹底すべく、開業税理士及び税理士法人　に所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課すこと。

賛否：　賛成

理由：　被雇用者である所属税理士、また被雇用者ではない社員税理士であっても実質的に被雇用者と変わらない立場の社員税理士については、職場における様々な事情によって自分の義務を履行しようとしても適切に履行できない場合が考えられる。

　そのため、所属税理士を雇用する開業税理士及び税理士法人に対し、所属税理士及び社員税理士が会則遵守義務を履行できるよう協力義務を課す事は必要である。

《会則等措置項目》

14. 比較広告等を行う周旋業者の利用に関する指針を設ける事。

賛否：　どちらでもない

理由：　周旋業者について、その存在について全てを否定する必要はない。報酬などの比較については、納税者からすると税理士を選択する際の情報として有益である。

　税理士とこれらの周旋業者との契約については様々な仕組みがあるようで、中には一部の税理士が不利益を感じているケースも見受けられる。しかし、これらはあくまで税理士が個々の判断により行っていることであり、会として周旋業者の利用についてなにかしらの指針を設けるまでの必要はない。あくまで、貴会としては、これら周旋業者についての情報収集を行い、納税者に誤解を与える比較広告や税理士に対し悪質な営業活動を行っている業者などの情報を提供する程度でよい。

七．引き続き検討を要する項目

(1) 税理士の使命の見直しの必要性

税理士法第１条は、昭和 55 年の税理士法改正において、税理士の職責を使命へと改正し、税理士としての基本的姿勢を示すものとして現在にまで至っている。この間、急速な経済、社会情勢等の変化も著しく、それに伴い税制は高度かつ複雑化の一途を辿っているが、先の補佐人制度の創設や近年の行政不服審査法や国税通則法の改正等にみられるように、納税者の権利利益を保護する方向での制度改正が相次いで行われている。

税理士制度が納税者のための制度である以上、真に国民のための税理士制度すなわち、納税者の権利利益の保護を図ることは、税理士に課せられる極めて重要な社会公共的使命であるから、税理士法第１条は納税者の視点からみて、その権利利益を保護することが税理士の使命であるとする基本的立場が明瞭に示されていなければならない。納税者は主権者として扱われる権利を有しており、税理士は納税者の代理人として納税義務の適正な実現を図るとともに、納税者の租税に関する正当な権利を擁護する使命を負うものである。

よって、主権の存する納税者の代理人であるとする立場を明瞭に示すよう、「納税者の権利を擁護する」ことが税理士の使命である旨を明記することも含めて見直すことを検討する必要がある。